1 外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置について(案) 2 (パブリックコメント版)

3

4 1.はじめに

5

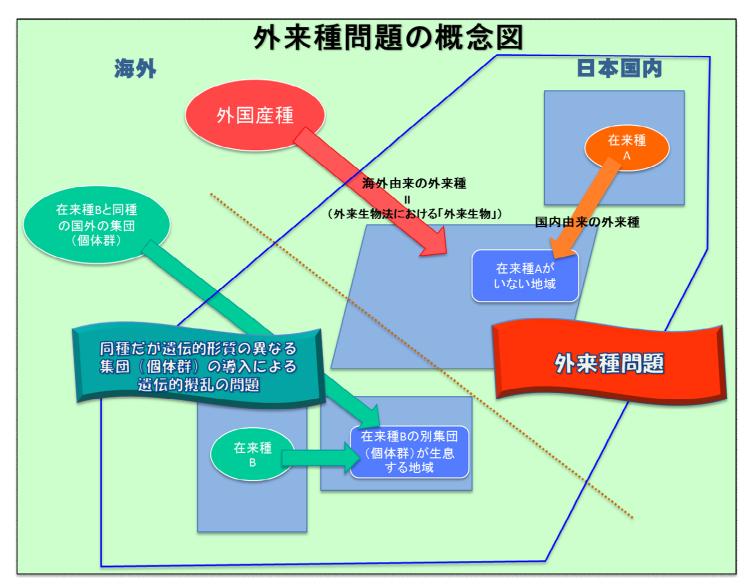
6 (検討の背景)

- 7 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(以下、「外 8 来生物法」という。)は、平成 16 年 5 月に成立、同年 6 月に公布され、平成 17 9 年 6 月に施行された。また、平成 16 年 10 月には、同法第 3 条に基づき、「特定 10 外来生物被害防止基本方針」が閣議決定されている。
- 11 同法の施行から5年以上が経過し、同法附則第4条に基づく施行状況の検討 12 とその結果に基づいた所要の措置の検討が必要となっていることから、平成24 13 年5月10日の中央環境審議会野生生物部会において、同部会に設置されている 14 「外来生物対策小委員会」(以下、「小委員会」という。)でこれらの検討を行う 15 ことが合意された。

16 17

(用語等の整理と検討対象の範囲)

- 本報告では、国境にかかわらず、導入(直接・間接を問わず人為的に、過去 あるいは現在の自然分布域外へ移動させること)によりその自然分布域(その 生物が本来有する能力で移動できる範囲により定まる地域)の外に生育又は生 息する生物種(分類学的に異なる集団とされる、亜種、変種を含む)について 「外来種」の用語を用いた。また、「外来種」のうち、我が国に自然分布域を有 しているが、その自然分布域を越えて国内の他地域に導入される生物種につい ては「国内由来の外来種」の用語を用いた。
- 25 なお、「外来生物法」においては、我が国に自然分布域がなく、海外から我が 26 国に人為的に導入される生物を「外来生物」と規定しており、外来生物法に規 27 定されている用語を用いる場合は、上記にかかわらず、同法の定義によってい 28 る。
- 29 本報告においては、生物種の自然分布域外への導入による生態系等に係る被 30 害を外来種問題として、その対策を検討する。さらに、ある生物種の自然分布 31 域内において、同じ種であっても遺伝的形質が異なる集団(個体群)が導入さ 32 れることにより生ずる遺伝的攪乱の対策についても検討の対象とする。



- 1 (外来種問題の基本認識)
- 2 我が国は、国土が南北に長く、亜熱帯から亜寒帯までの気候帯に位置してい
- 3 ること、多くの島嶼からなること、大陸との分断・接続という地史的過程を有
- 4 することなどを要因として、豊かな生物相を有しており、固有種の比率も高い。
- 5 また、野生生物の分布は、複雑な地形的条件等により制限され、それゆえに地
- 6 域固有の多様な生態系が形成されている。
- 7 近年、人間活動の発展に伴い、人と物資の移動が活発化し、国外又は国内の
- 8 他地域から、本来有する移動能力を越えて、人為によって意図的・非意図的に
- 9 自然分布域外に導入され、野生化する生物が増加している。
- 10 こうした外来種により、在来種の捕食、在来種との競合、交雑による遺伝的
- 11 攪乱、農林水産業への被害、人の生命や身体への被害等、様々な影響が及ぶ事
- 12 例がみられる。それらの影響により、固有在来種の絶滅が懸念されることを始
- 13 め、長い進化の過程で形成された地域固有の遺伝的形質の変化、生態系の改変

- 1 が不可逆的に深刻化する場合があるなど、我が国の生物多様性を保全する上で、
- 2 重大な問題となっている。
- 3 一方で、外来種の中には、古くから家畜、栽培植物、園芸植物、漁業対象種
- 4 等として利用され、我々の社会や生活の中で重要な役割を果たしているものも
- 5 ある。
- 6 今後、我が国に既に導入されたか、又は導入されようとしている生物につい
- 7 て、生態系等に係る影響等を評価し、それを踏まえた対応を行う等、我々の社
- 8 会と個々の生物との適切な関わり方を考えていく必要がある。
- 9 「外来生物法」の施行により、特定外来生物については、輸入規制により我
- 10 が国への導入が規制されているほか、国、地方公共団体、民間団体による特定
- 11 外来生物の防除が各地で活発化する等、一定の効果はみられる。しかし、目標
- 12 が明確でなかったり、効果が不十分であったりする防除事業もある。また、様々
- 13 な外来種の分布や被害状況、その定着経路は網羅的には把握されておらず、輸
- 14 入品に混入又は付着する等の非意図的な導入を防ぐ対策、地域ごとのきめ細か
- 15 な対策等、我が国の生物多様性を保全するために、外来種問題には、今後解決
- 16 すべき多くの課題が存在する。

- (外来種対策をめぐる主な動向)
- 19 平成17年6月に外来生物法が施行されて以降の外来種対策をめぐる主な動向
- 20 を概観すると次のとおりである。
- 21 自然公園法(昭和32年法律第161号)及び自然環境保全法(昭和48年法律
- 22 第85号)の施行令の一部改正(平成18年1月施行)並びに自然公園法及び自
- 23 然環境基本法の一部改正(平成22年4月施行)により、国立・国定公園及び自
- 24 然環境保全地域での動植物の放出等の規制が強化された。また、自然公園法及
- 25 び自然環境基本法の一部改正(平成22年4月施行)により生態系維持回復事業
- 26 に基づく対策が行われるようになった。
- 27 鳥獣保護法においては、「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本
- 28 的な指針」を平成23年9月に変更し、農林水産業又は生態系等に係る被害を及
- 29 ぼす外来鳥獣については、積極的な狩猟及び有害鳥獣捕獲を推進し被害の防止
- 30 を図るものとしている。

- 32 生物多様性全体に係る施策としては、第三次生物多様性国家戦略(平成 19 年
- 33 11 月閣議決定)が策定され、その後、生物多様性基本法(平成 20 年法律第 58
- 34 号、平成 20 年 6 月施行)が制定されたことを受け、同法に基づき生物多様性国
- 35 家戦略 2010 (平成 22 年 3 月閣議決定)が策定された。さらに、平成 22 年 10 月
- 36 に開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)において、生物多

- 1 様性に関する新たな世界目標として 20 の個別目標からなる愛知目標 決議 /2)
- 2 が採択され、このうち外来種に関するものとして個別目標9「2020年までに、
- 3 侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種
- 4 が制御され又は根絶される。また、侵略的外来種の導入又は定着を防止するた
- 5 めに定着経路を管理するための対策が講じられる。」が設定された。また、ペッ
- 6 ト、水族館、動物園、植物園での展示生物並びに生き餌・食料となる生きた生
- 7 物として導入された侵略的外来種についても国際的な基準を作成すること等に
- 8 ついても議論された。また、COP10を受けて改定中の生物多様性国家戦略(平
- 9 成24年9月閣議決定予定)では、愛知目標の達成に向けた我が国の国別目標を
- 10 設定しているほか、外来種による影響が近年深刻化していることを踏まえて対
- 11 策強化を進めることとしている。
- 12 また、「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活
- 13 動の促進等に関する法律」(平成 22 年法律第 72 号、平成 23 年 10 月施行)の制
- 14 定、第四次環境基本計画の策定(平成24年4月閣議決定)等があり、更なる外
- 15 来種対策に係る施策の充実が求められている。

- 17 このような状況を踏まえ、小委員会では、外来種対策に係る必要な措置につ
- 18 いて、当面必要となる制度面及び運用面での対応を基本とし、中期的な課題を
- 19 含めて検討を進めてきた。
- 20 その結果、外来種対策について、現状と課題を整理し、今後短期的に講ずべ
- 21 き事項、中期的に講ずべき事項について一定の結論に達したので、次のとおり
- 22 報告する。なお、短期的に講ずべき事項とは報告を受けて概ね1~2年程度の
- 23 うちに進めていくべき事項、中期的に講ずべき事項とは愛知目標の目標年であ
- 24 る 2020 年に成果を報告することを視野に、概ね5年程度のうちに進めていくべ
- 25 き事項として想定している。

2627

2 . 外来種対策をめぐる現状と課題

- 29 (1) 特定外来生物の選定に関する現状と課題
- 30 外来生物法第2条第1項に基づき、現在105種類の特定外来生物が指定され
- 31 ている。第一次指定(平成 17 年 6 月 1 日施行)では、マングース、オオクチバ
- 32 ス、グリーンアノール等 1 科 2 属 39 種 (42 種類)が指定され、第二次指定(平
- 33 成18年2月1日施行)では、ウシガエル、ニューギニアヤリガタリクウズムシ、
- 34 オオキンケイギク等 9 属 34 種(43 種類)が指定された。その後セイヨウオオマル
- 35 ハナバチの追加指定と同時に未判定外来生物の輸入届出に伴う2属(2種類)
- 36 の追加指定(平成 18 年 9 月施行)があり、さらに、未判定外来生物の輸入届出

- 1 に伴って、4度にわたり計 17種(17種類)の追加指定がなされた。
- 2 特定外来生物の指定にあたっては、属レベルと種レベルのものが選定されて
- 3 おり、例えば、種レベルで特定外来生物に指定されたグリーンアノールについ
- 4 ては、同種が含まれるアノリス属の全種(特定外来生物に指定されている種を
- 5 除く)が未判定外来生物に指定され、3度にわたって未判定外来生物の輸入届
- 6 出が行われた結果、種レベルで3度の特定外来生物への追加指定がなされた。
- 7 また、概ね特定外来生物と同属等近縁の生物が未判定外来生物に指定されて
- 8 いるが、一次生産者であり、生態系の土台となる植物は、特定外来生物に 12 種
- 9 が指定されているが、そのうち同属等近縁の種で未判定外来生物に指定されて
- 10 いるのは2種のみであるなど、分類群によって指定状況に差がある。
- 11 また、外来生物法に基づく飼養等の規制が課せられないものの、生態系に悪
- 12 影響を及ぼす又は及ぼすおそれがあり、注意を要するものとして平成 17 年 8 月
- 13 に要注意外来生物の 148 種類を公表している。その中には、インドクジャク等、
- 14 地域的な影響がある一方で広く飼養等されているなど、法的規制をかけること
- 15 による大きな社会的影響が懸念されるものや、植物防疫法に基づく規制の対象
- 16 となっているアカボシゴマダラ等、他法令による規制がなされているとして、
- 17 特定外来生物の指定対象となっていないもの等が含まれている。
- 18 特定外来生物との交雑個体・集団(個体群)については法的な取扱いが整理
- 19 されていないため、外来生物法に基づく飼養等許可や防除の取扱が不明確であ
- 20 る。例えば、ともに特定外来生物であるストライプトバスとホワイトバスの間
- 21 で人工的に生産された交雑種(通称サンシャインバス)が輸入され、釣り堀な
- 22 どに導入されており、野外への逸出が懸念されているほか、特定外来生物のア
- 23 カゲザルと在来種のニホンザルの交雑個体の防除について外来生物法上の根拠
- 24 が不明確であるなどの問題がある。
- 25 さらに、特定外来生物に指定されていないが、侵略性が高いことが危惧され
- 26 るスパルティナ・アルテルニフロラの定着が2地域で確認されたほか、スイン
- 27 ホーキノボリトカゲ、フェモラータオオモモブトハムシ等の定着が新たに確認
- 28 されているなどの事例もある。

(2) 飼養等許可の現状と課題

- 31 平成23年度末時点で有効な特定外来生物の飼養等許可の件数は約1万6千件
- 32 であるが、その大部分の1万3千件以上が生業の維持を目的としたセイヨウオ
- 33 オマルハナバチについてのもので、全体の傾向としては一定数が継続して更新
- 34 されているため、飼養等許可の有効件数については、大きく変動していない。
- 35 特定外来生物の指定に伴う代替種の利用、例えば、セイヨウオオマルハナバ
- 36 チの特定外来生物指定に伴う、在来種のクロマルハナバチの利用は現状では限

- 1 定的である一方で、在来種であっても、人工増殖過程で偏った遺伝的形質をも
- 2 つ集団の代替利用が進み、野外への無秩序な放出が行われた場合は、当該在来
- 3 種の自然分布域外への侵入や地域集団の遺伝的撹乱のおそれがあることが指摘
- 4 されており、セイヨウオオマルハナバチの飼養等許可においてリスク管理を踏
- 5 まえた利用方針が明確に示されていないことが問題となっている。
- 6 セイヨウオオマルハナバチの飼養状況については、平成 21 年度以降毎年、抽
- 7 出調査が実施され、調査対象の2~3割程度で施設の不適切な管理状況が確認
- 8 されている。しかし、管理状況を改善するための体制や取組は不十分である。
- 9 現在、セイヨウオオマルハナバチの定着が確認されているのは北海道のみであ
- 10 るが、飼養している農家が見られない大雪山や知床の一部地域等でも優占して
- 11 いる。
- 12 なお、外来生物法の違反による検挙件数は減少傾向にあり、法規制について
- 13 は一定の理解が進んだ可能性がある。
- 14
- 15 (3) 輸入規制、水際対策及び非意図的な導入対策の現状と課題
- 16 我が国では、多くの国から食料品等の動植物を生きたまま大量に輸入してい
- 17 ることから、外来種が導入され、定着するリスクが常に存在する。例えば、我
- 18 が国に輸入されている中国産のアサリは、日本のアサリとは少なくとも亜種レ
- 19 ベルの遺伝的分化を示し、両者の交雑集団の存在が近年確認されている。輸入
- 20 されているアサリは潮干狩り漁場等に放流されている。また、水産動植物の増
- 21 殖用として輸入されている種苗等にカワヒバリガイ等の外来種が混入している
- 22 場合がある。加えて、釣り用の生き餌などが大量に輸入され、野外に放出され
- 23 ている。例えば、通称ブツエビと呼ばれる釣り餌用のミナミヌマエビが輸入さ
- 24 れているが、その寄生生物が日本在来のスジエビに影響を与えている可能性が
- 25 ある。しかし、それらの我が国への輸入や導入等の実態は把握されていない。
- 26 また、ミシシッピアカミミガメやクワガタムシ科等の要注意外来生物の輸入は
- 27 近年減少傾向にあるものの、依然として少なくない量が輸入されている。
- 28 意図的に導入される外来種については、税関、植物検疫、動物検疫等の協力
- 29 により、外来生物法による輸入規制の一定の効果が上がっている。特定外来生
- 30 物を含む種類名証明書の添付が必要な生物を輸入することができるのは外来生
- 31 物法に基づいて指定される港及び飛行場のみであり、現在、成田国際空港、中
- 32 部国際空港、関西国際空港、福岡空港の4港が指定されている。
- 33 非意図的な導入対策として、特定外来生物については、主要港湾とその周辺
- 34 を対象にしたモニタリング等により早期発見に努めている。非意図的に導入さ
- 35 れる外来種は、輸入品に混入しているもの、輸入品又は容器梱包等に付着して
- 36 いるもの等様々であるが、特定外来生物についても、例えばアルゼンチンアリ

- 1 等の侵入や分布拡大の経路はほとんど特定されておらず、侵入や分布拡大の阻
- 2 止のための対策は有効なものになっていない。また、通関時の検査等において、
- 3 特定外来生物が非意図的に混入・付着していることが確認された場合の消毒方
- 4 法などの具体的ガイドラインが整備されておらず、消毒や廃棄を実施させる法
- 5 的権限も不明確である。
- 6 バラスト水対策については、バラスト水管理条約の発効に備え、バラスト水
- 7 処理装置の承認やバラスト水処理技術などに関する基礎情報の収集等の準備が
- 8 進められている。
- 9 外来種の国内他地域への導入を防止するための対策については、国内全域に
- 10 おける土砂や植木の運搬などの移動の実態把握や規制はなされていないのが現
- 11 状であるが、貴重な生態系を保全する観点から国立公園等の一部において対策
- 12 を実施している例がある。例えば、尾瀬、白山などでは、靴に付着した種子を
- 13 落とすためのマットを登山口に敷設している。また、世界自然遺産登録地域で
- 14 ある小笠原諸島においては、生物の持ち込みを防止するための消毒マットを港
- 15 の下船口に敷設しているほか、新たな外来種の侵入や島間での拡散の防止策の
- 16 実施について検討を進めている。

(4) 国による防除の実施、防除に係る確認・認定の現状と課題

- 19 生物多様性条約第6回締約国会議で決議された「生態系、生息地及び種を脅
- 20 かす外来種の影響の予防、導入、影響緩和のための指針原則」(決議 /23 付属
- 21 書)においては、外来種対策として、まず費用対効果も高く、環境的にも望ま
- 22 しい、外来種の導入の「予防」を優先すべきとしている。既に導入されている
- 23 場合には、初期の発見と迅速な防除が定着を防止するために重要であり、侵入
- 24 初期の場合はできるだけ速やかに「根絶」を行うべきで、根絶が困難な場合に
- 25 は「封じ込め(拡散の防止)」や長期的な「低密度管理」を実施するべきとして
- 26 いる。
- 27 我が国においても、既に国内に定着している特定外来生物の防除に当たって
- 28 は、国、地方公共団体などが中心となって対策を実施してきている。環境省で
- 29 は、国立公園やラムサール条約湿地等の保護地域等における防除を優先的に推
- 30 進してきており、一部の島嶼等限定された地域では根絶や封じ込めに向けた取
- 31 組が進展している。例えば沖縄島と奄美大島では、マングースの防除により、
- 32 捕食の影響を受け、絶滅が危惧されているヤンバルクイナやアマミトゲネズミ
- 33 等の希少種の生息状況が回復しており、小笠原諸島では、父島・母島以外の属
- 34 島へのグリーンアノールの分布拡大を防止しているなど、防除の効果が確認さ
- 35 **れている**。
- 36 しかし、こうした先進的な事例を含め、効果的な防除を進めるための体制や

- 1 資金は十分とはいえない現状にある。
- 2 さらに、対応すべき外来種の優先度や目標設定が明確でなく、計画的な防除
- 3 やモニタリングを踏まえた順応的な対応が実施されていないことが多いとの指
- 4 摘もある。また、特定外来生物を全国的に根絶した事例はまだなく、アライグ
- 5 マ等の広域に分布している外来種の封じ込め等の達成には至っていない。
- 6 農林水産省では農林水産業被害防止のための防除の取組支援、防除手法の研
- 7 究開発等、国土交通省では河川管理行為等の一環としての外来種の防除、在来
- 8 種を活用した緑化技術の開発等を実施しているところである。
- 9 また、環境省、農林水産省等では、広域に定着する外来種について、防除マ
- 10 ニュアルを作成して公開するとともに、効率的・効果的な防除手法について、
- 11 協議会、研修会等を通じて普及啓発しており、地方公共団体、民間団体等によ
- 12 る外来生物法に基づく防除の確認・認定件数は増加傾向にあり、防除の取組は
- 13 活発化している。一方で、分布に関する情報は網羅的に把握されておらず、特
- 14 に広域に定着する外来種について、侵入初期の地域等の分布の拡大に関する情
- 15 報の整備は進んでいない。また、地方公共団体が侵入初期の早期防除に取り組
- 16 む場合は少なく、農作物被害等が顕在化してから対策を実施する場合が多い。
- 17 このことが、アライグマ等、広域に分布する特定外来生物について分布拡大の
- 18 防止などの封じ込めが実現できていない大きな理由の一つと考えられる。

(5) 国内由来の外来種対策の現状と課題

- 21 国内由来の外来種は、小笠原諸島のアカギ、三宅島のニホンイタチ、九州本
- 22 土のオキナワキノボリトカゲ等、在来生態系に大きな影響を与えているものが
- 23 ある。しかし、対策の実施に必要な分布情報や生態系等に係る被害等の科学的
- 24 知見は十分に明らかになっていない場合が多く、そのため対策も進展していな
- 25 ll.
- 26 保護地域については、自然公園法及び自然環境保全法の施行令の一部改正(平
- 27 成 18 年 1 月施行)並びに自然公園法及び自然環境保全法の一部改正(平成 22
- 28 年4月施行)により、保護地域での動植物の放出等の規制が強化され、国土の
- 29 約0.9%(国立・国定公園特別保護地区及び原生自然環境保全地域)において全
- 30 ての動植物の放出等が規制されたほか、国土の約6.4%(国立・国定公園特別地
- 31 域及び自然環境保全地域特別地区)のうち指定した地域において指定した動植
- 32 物の放出等を規制することが可能となった。国立公園では、島嶼や高山帯など
- 33 の希少な生態系に被害を及ぼしている国内由来の外来種について、防除やその
- 34 影響を調べるための調査が一部で実施されている。しかしながら、これらの保
- 35 護地域は国土の一部であり、特に亜熱帯地域の島嶼等においては、国内由来の
- 36 外来種の影響は依然として懸念されている。

- 1 また、地方公共団体においては、国内由来の外来種も含む外来種の規制等に
- 2 係る条例が11都県で制定され、国内由来の外来種を含む地方公共団体の独自の
- 3 外来種リストが13都道府県において作成されるなど、一定の進展が見られるが、
- 4 まだ未整備の地方公共団体も多い。

10

- 6 (6)生物の導入による遺伝的攪乱の現状と課題
- 7 在来種の自然分布域内へ別の遺伝的形質を有する同種個体を人為的に導入す
- 8 ることによる遺伝的攪乱の問題については、外来種問題と同様に生物を導入す
- 9 ることによる問題の一つであり、
 - ・種レベルではなく遺伝子レベルの多様性保全の問題であること
- 11 ・あらゆる生物種に想定されること
- 12 ・科学的知見が十分明らかになっていないものが多いこと
- 13 等から、種レベルで取り扱う外来種の問題とは異なる側面をもつ。
- 14 遺伝的攪乱を招く行為として、具体的には、
- 15 在来種の自然分布域内への別の遺伝的形質を有する同種の導入(海外に自然
- 16 分布域を有する在来種を含む)
- 17 在来種の形質を改良した系統等の導入
- 18 などを行う際に影響が懸念される。例えば、緑化植物については、コマツナギ
- 19 等の我が国の在来種と同種とされるが、遺伝的形質の異なる外国産種苗が輸入
- 20 され、国内産でも異なる地域系統の種苗が利用されている。水産動植物におい
- 21 ても在来種と同種とされる外国産種苗が輸入され、養殖や放流に用いられてい
- 22 るが、国内産と遺伝的形質が異なるものがあることが指摘されている。さらに、
- 23 国内において、種としては同じであっても、例えばゲンジボタル等のように、
- 24 地理的に遺伝的形質が異なることもあり、他地域の個体や個体群が導入される
- 25 ことが懸念されている。また、ヒメダカなどの観賞用等の目的で人為的に在来
- 26 種の形質の改変が行われた生物が野外に遺棄された場合に遺伝的攪乱が懸念さ
- 27 **れている**。
- 28 これらの問題については、その影響を評価し、対策を検討する必要があるが、
- 29 そのための科学的知見は十分に蓄積されていないのが現状である。なお、希少
- 30 種の保全を目的とした再導入や国内移植を行う場合にも遺伝的攪乱に留意する
- 31 必要がある。

- 33 (7) 各主体の協力と参画、普及啓発の現状と課題
- 34 外来種対策を進める上で、国、地方公共団体、企業、民間団体、研究者、国
- 35 民等の役割は明確になっていない。特定外来生物の防除は国で一律に進めるべ
- 36 きとの意見はあるが、外来種問題は様々な社会経済活動に伴って生物が導入さ

- 1 れたことに起因するものであり、我が国の生物多様性への影響のみならず、社
- 2 会経済活動にも深刻な影響を与える可能性がある。このため、国だけでなく、
- 3 地方公共団体、企業、民間団体、国民など多くの主体と連携して社会全体で取
- 4 り組まなければ解決は見込めない問題である。
- 5 外来種対策に関する普及啓発は各地で実施され、環境省で平成22年度及び平
- 6 成23年度に実施した認知度調査では「外来種・外来生物の意味を知っている」
- 7 と回答した人は6割から7割程度と大半の国民に認知されつつある。その一方
- 8 で、野生化している外来種について、餌付が行われたり、捕獲や防除の理解が
- 9 得られない等、外来種問題への対応・対策について国民の理解や協力が十分に
- 10 得られる状況には至っていない。特に「いのちを大切にする」道徳教育や環境
- 11 教育が行われている中で、地域固有の生物多様性を保全するために、外来種対
- 12 策が重要であることについて、理解の促進を図ることが必要となっている。
- 13 企業や団体等においては、一部で外来種対策を実施する例はあるものの、企
- 14 業イメージへの影響を懸念すること等により、社会全体への浸透には至ってい
- 15 ない。さらに、動植物の学習や普及啓発の役割を担っている水族館、動物園、
- 16 植物園においても、外来種対策への協力は限定的である。

- 18 (8)調査研究
- 19 外来種に関する調査研究は進展しているものの、外来種全般の生息・生育の
- 20 現況と動向、その影響に関する情報をはじめ、以下のような分野についての取
- 21 組は不十分である。
- 22 ・特に侵入初期の外来種の分布状況等の動態に関する情報の収集と分析
- 23 ・低密度段階における根絶のための捕獲・除去等の技術や根絶を確認するため
- 24 のモニタリング手法の開発
- 25 ・生息・生育環境に応じた効果的かつ効率的な防除技術の開発
- 26 ・外来種の分布拡大、防除の効果、必要な費用に関する予測評価手法の開発
- 27 ・非意図的な外来種の導入を防止するための効果的な水際対策の検討と構築
- 28 ・産業利用されている外来種についての、生態系等に係る被害を及ぼさない代
- 29 替種の探索と利用法の確立
- 30 ・生物の導入に伴う遺伝的攪乱の影響の把握と評価

31

32 3.外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置

- 34 (1) 特定外来生物の効果的な選定
- 35 【短期的に講ずべき措置】

- 1 載した外来種ブラックリスト(仮称)の作成を通じて、対策が必要な外来種
- 2 を整理し、被害の状況やその危険性の科学的評価等を踏まえ、輸入や飼養等
- 3 の法規制が必要なものについては、追加的に特定外来生物に指定していく必
- 4 要がある。
- 5 なお、外来種ブラックリスト(仮称)の作成に当たっては、外来種の社会・
- 6 文化的な位置づけも踏まえつつ、掲載種について防除等の対策や適切な利用の
- 7 あり方も含めて示すことが必要である。
- 8 特定外来生物及び未判定外来生物の指定に当たっては、以下のことに留意す
- 9 る。
- 10 ・侵略性に係る科学的評価を踏まえ、予防的観点から、種レベルではなく、属
- 11 レベルの特定外来生物の指定を積極的に検討すること・特定外来生物の近縁
- 12 種については、予防的観点に立ち、未判定外来生物の積極的な指定を検討す
- 13 ること
- 14 ・侵略性の高い外来種の初期侵入が確認される等、緊急的に輸入規制や飼養規
- 15 制等の対応が必要な場合には、特定外来生物を緊急に指定できる体制を確保
- 16 すること
- 17 ・植物防疫法等他の法令で規制されている種についても、外来生物法と同等の
- 18 規制がなされておらず、当該種による生態系等に係る被害の防止の必要性が
- 19 あると認められる場合は、特定外来生物の指定を検討すること
- 20 ・社会経済活動の中で利用されている種については、代替種の開発状況など、
- 21 社会経済的な影響を考慮すること
- 22 特定外来生物には指定されていないものの、地域的に大きな被害を及ぼして
- 23 いる外来種についても、外来種ブラックリスト(仮称)に選定し、地域的な
- 24 生態系等に係る被害の情報を整理して提供する。また、外来種被害防止行動
- 25 計画(仮称)に、そうした外来種に係る対策の考え方を整理する必要がある。
- 26 【中期的に講ずべき措置】
- 27 特定外来生物との交雑個体・集団(個体群)については、法的な位置づけを
- 28 整理するとともに、実効的な規制の仕組みや監視体制を検討する必要がある。
- 29 特定外来生物には指定されていないものの、地域的に大きな被害を及ぼして
- 30 いる外来種についても、「短期的に講ずべき措置」に挙げた取組等を通じて、
- 31 広く普及啓発を図るとともに、自然公園法や条例等の枠組みによる効果的な
- 32 規制や必要な対策を推進していく必要がある。

- 34 (2)飼養等許可の適切な執行管理の推進
- 35 【短期的に講ずべき措置】
- 36 外来生物法の飼養等許可については、最も件数の多いセイヨウオオマルハナ

- 1 バチにおいて不適切な管理が見られることから、特に野外で繁殖する女王蜂
- 2 の逸出の防止を図るとともに、施設の適切な管理を徹底させるため、環境省
- 3 及び農林水産省が連携して指導監督を強化する必要がある。
- 4 野外に逸出しているセイヨウオオマルハナバチについては、様々な主体と連
- 5 携して大雪山や知床などの生物多様性の保全上重要な地域でのモニタリング
- 6 や防除を進めるべきである。
- 7 特定外来生物の指定に伴い、代替種の開発を進めるとともに、在来種等の代
- 8 替利用において生態系等に係る被害が発生しないよう、留意すべきことを整
- 9 理する必要がある。特に農業利用のニーズが高いセイヨウオオマルハナバチ
- 10 に関して、本州の在来種であるクロマルハナバチの代替利用に伴う野外への
- 11 逸出について、クロマルハナバチの自然分布域外への侵入や遺伝的形質の異
- 12 なる個体群との遺伝的攪乱の影響に留意した上で、これらの利用方針を整理
- 13 し、それと併せてセイヨウオオマルハナバチの飼養等許可の運用方針につい
- 14 て再検討すべきである。
- 15 【中期的に講ずべき措置】
- 16 学術研究や防除を目的にした特定外来生物の野外への放出については、規制
- 17 の見直しによる影響を勘案した上で、適切な規制となるよう、研究等に必要
- 18 な一定の期間内で、許可できる制度にすること等を検討するべきである。
- 20 (3)輸入規制、水際対策、非意図的な導入対策の推進
- 21 【短期的に講ずべき措置】

- 22 侵入初期の外来種の早期発見、早期防除のために、引き続きモニタリングの
- 23 強化を図る必要がある。
- 24 指定港及び指定港以外の空港・港湾等における外来種に係る輸入時の確認が
- 25 適切に行われるよう、引き続き同定支援等を実施していくとともに、マニュ
- 26 アルの充実・最新情報への迅速な更新等、より一層の支援策の充実について
- 27 検討するべきである。
- 28 【中期的に講ずべき措置】
- 29 外来生物法の施行により意図的な導入対策は一定の効果は認められるが、非
- 30 意図的な導入対策、国内の移動の防止対策はさらなる充実が求められる。
- 31 特定外来生物等が輸入できる港及び飛行場について、輸入量、地理的条件な
- 32 ども考慮し、多くの利用者に著しい不利益を与えている場合は、必要に応じ
- 33 て追加指定を検討するべきである。
- 34 輸入品又は容器梱包に混入・付着して我が国に非意図的に導入される特定外
- 35 来生物が輸入時に確認された場合は、確認された特定外来生物の種類に応じ
- 36 てくん蒸処理する際の薬剤の種類や濃度、暴露時間等に関するガイドライン

- 1 を整備した上で、輸入品の廃棄や消毒等を法的に徹底できる措置について検
- 2 討する必要がある。
- 3 非意図的に繰り返し導入されているとみられる特定外来生物については、輸
- 4 入品に混入するもの、輸入品又は容器梱包に付着するもの等の特徴も考慮し
- 5 て、侵入経路を特定し、海外における特定外来生物の分布状況、混入又は付
- 6 着する物品の生産・流通などの現状を把握した上で、輸入業者等の協力を得
- 7 ること等も含め、効果的な対策を検討する必要がある。
- 8 特に水産動植物の種苗の輸入・養殖・放流の状況については、これに伴う非
- 9 意図的な混入等も含めてその実態把握に努め、必要に応じて対策を検討する
- 10 べきである。
- 11 国内の他地域への導入を防止するための対策については、国内全域における
- 12 物流の状況も踏まえ、特に、オオヒキガエル等の生態系等に係る被害が大き
- 13 く、また拡散されるおそれの高い外来種については注意すべき行為や経路の
- 14 把握に努め、実行可能な対策を検討するべきである。また、貴重な生態系を
- 15 保全する観点から、国立公園等においては、現在小笠原諸島等で行われてい
- 16 る対策や検討も踏まえ、必要に応じて対策の強化を検討するべきである。

- (4)国による防除の推進及び地方公共団体等の防除に係る確認・認定の促進 【短期的に講ずべき措置】
- 20 国として実施すべき防除の優先度の考え方を整理し、それを踏まえた短期、
- 21 中長期的な防除対象種とその地域の実情に応じた防除目標を明確にし、防除
- 22 に当たっては、より効果的・効率的な手法となるよう、得られた効果を科学
- 23 的・客観的に把握し、評価することにより、防除手法を順応的に見直しなが
- 24 ら、十分な予算を確保することに努め、実施する必要がある。
- 25 国は、関係省庁や地方公共団体等が連携して取組ができるような情報交換や
- 26 成果の共有等の枠組みの構築を主導し、地方公共団体等における外来種対策
- 27 を促進する必要がある。併せて、侵入初期の早期防除、計画的な防除を推進
- 28 する観点から、地方公共団体、民間団体が外来生物法に基づく防除の確認・
- 29 認定を受けるよう引き続き推奨するとともに、防除の確認・認定の手続きに
- 30 おいては、防除の取組が円滑に進むように従事者の範囲など、運用の明確化
- 31 を検討する必要がある。
- 32 国は、個人やボランティア等による外来生物法の確認・認定を受ける必要の
- 33 ないような小規模の防除が円滑に進展するよう、外来生物法における運搬や
- 34 一時保管等の規制の運用等について、わかりやすく適切なものとなるよう検
- 35 討するべきである。
- 36 特に生物多様性の保全上重要な地域の外来種の防除にあたっては、生態系管

- 1 理の一環として、野外に逸出したヤギ等の家畜、イヌ、ネコ等の管理も含め
- 2 た対策を講じる必要がある。
- 3 【中期的に講ずべき措置】
- 4 国は、地方公共団体と協力して防除に必要となる分布情報など基礎情報の収
- 5 集・公表に努め、予防原則による初期防除の重要性の周知徹底、分布拡大予
- 6 測等の情報提供を推進する必要がある。広域に定着している外来種の新たな
- 7 地域への分布拡大などについては、関係する地方公共団体の取組状況を踏ま
- 8 え、侵入を警戒する地域の特定等も含めた分布情報の提供、専門家の派遣な
- 9 ど、侵入初期に特化した支援の強化を検討するべきである。
- 10 国は、防除を実施する際には、生態系回復が目的であることを踏まえ、防除
- 11 による在来種への影響、生物間の相互作用を考慮し、当該地域の生態系管理
- 12 の一環として、国立公園等の管理等と連動させて外来種対策を進めていく必
- 13 要がある。

- 15 (5)国内由来の外来種対策の推進
- 16 【短期的に講ずべき措置】
- 17 外来種ブラックリスト(仮称)の作成等を通じて国内由来の外来種に係る科
- 18 学的知見の蓄積に努めるとともに、外来種被害防止行動計画(仮称)におい
- 19 て、国内由来の外来種に係る対応の考え方を整理するべきである。
- 20 【中期的に講ずべき措置】
- 21 短期的に講ずべき措置で整理した考え方を踏まえ、我が国での生物多様性の
- 22 保全の中核的制度である自然公園法等を活用した対策を検討するとともに、
- 23 地域の生物多様性を保全するために条例における規制を推奨し、あわせて、
- 24 利用者への注意喚起などを推進する必要がある。

2526

- (6)生物の導入による遺伝的攪乱への対応
- 27 【短期的に講ずべき措置】
- 28 生物の導入による遺伝的攪乱に係る科学的知見の蓄積に努めるとともに、外
- 29 来種被害防止行動計画(仮称)の策定を通じて、これらの対応の考え方を整
- 30 理し、広く普及啓発を図る必要がある。また、希少種の保全を目的とした再
- 31 導入や国内移植を行う場合には、地域個体群の遺伝的多様性を減少させるこ
- 32 とがないように留意し、「絶滅のおそれのある野生動植物種の野生復帰に関す
- 33 る基本的な考え方」(平成 23 年 4 月)を踏まえて実施されるよう、普及啓発
- 34 を促進するべきである。

1 (7)各主体の協力と参画、普及啓発の推進

- 2 【短期的に講ずべき措置】
- 3 外来種対策は社会全体で取り組んでいく必要があり、国、地方公共団体、企
- 4 業、民間団体、国民などの役割を明確にして、多様な主体と連携して推進し
- 5 ていくべきである。
- 6 外来種問題については国民の理解が十分に進んでいない側面もあることから、
- 7 生物多様性の意義やその保全の重要性及び生物多様性に悪影響を及ぼす要因
- 8 としての外来種問題の位置づけなどに関する普及啓発を推進する。さらに、
- 9 外来種対策について、最新の取組や知見の積極的な公開を行うとともに、外
- 10 来種問題と社会・文化の関わりや防除を行うことの必要性などについて、わ
- 11 かりやすく説明を行い、普及啓発を推進する必要がある。特に様々な教育の
- 12 現場で、外来種から影響を受ける地域固有の生態系等、生物多様性の重要性
- 13 に目を向けて行動する必要があることをわかりやすく説明していくべきであ
- 14 る。
- 15 外来種対策に関する各主体の行動指針を明らかにした、外来種被害防止行動
- 16 計画(仮称)の策定等を通じて、国と地方公共団体の情報共有、研究者との
- 17 連携の強化、民間団体や市民による活動参加等を促進する必要がある。
- 18 【中期的に講ずべき措置】
- 19 普及啓発に当たっては、国民全体の基礎的知識や関心の向上を図り、外来種
- 20 問題への理解を深めるよう、多様な主体と連携して推進していくべきである。

22 (8) 調査研究の推進

- 【中期的に講ずべき措置】
- 24 国は、研究者等と連携して、特に影響が大きいと考えられる外来種の現況と
- 25 動向に関する情報収集を始め、2.(8)で挙げた分野についての調査研究を
- 26 推進し、得られた成果を社会に還元して、効果的な外来種対策に繋げていく
- 27 ことが必要である。

2829

21

23

- (9) その他
- 30 【中期的に講ずべき措置】
- 31 東日本大震災によって生態系が攪乱された地域は、外来種の侵入しやすい状
- 32 況にあるという指摘もある。また、被災地域においては、アライグマ等、人間
- 33 活動や捕獲圧が低下したことにより、個体数増加や分布拡大が懸念される種も
- 34 ある。必要に応じて、外来種の侵入状況等について把握し、震災復興において
- 35 は、各種事業が生物多様性に配慮して進められるように、外来種に係る情報提
- 36 供等を行うことを検討するべきである。

- 1 (参考1)外来生物法案の附帯決議
- 2 外来生物法の法案審議に当たっては、平成 16 年 6 月の衆議院環境委員会で以
- 3 下の附帯決議がなされている。
- 4 一.特定外来生物の指定に当たっては、諸外国の知見や学識経験者の意見を参
- 5 考にして、適切に指定を行うこと。また、被害に係る新たな知見が得られた
- 6 場合には、特定外来生物への指定を検討すること。
- 7 二.特定外来生物の防除の実施に際しては、防除を行う地域における在来生物
- 8 の混獲等への配慮や危険なわなの使用を避け、在来生物の生態系に影響を及
- 9 ぼさないよう努めること。
- 10 三.海外から輸入される生物の種及び数量の実態把握に努めるとともに、関係
- 11 府省間の連携に努め、特定外来生物が密輸入されることのないよう、水際対
- 12 策を強化すること。輸入貨物への付着等によって、非意図的に導入される外
- 13 来生物について、導入経路及び生育状況の調査並びに監視に努めること。
- 14 四.本法実施に係る人員・予算の確保等必要な体制の整備に努めること。
- 15 五.政府や自治体が行う緑化等の対策において、外来生物の使用は避けるよう
- 16 努め、地域個体群の遺伝的攪乱にも十分配慮すること。
- 17 六.外来生物対策の必要性について、広報活動、教育活動など様々な手段を用
- 18 い、国民や動物取扱業者等の関係者に普及啓発周知を徹底すること。
- 19 七.国内由来の外来生物の問題については、自然公園法等の既存法令を活用し
- 20 た規制の強化などを行うこと。

23

- (参考2)外来種及び外来生物の定義について
 - 外来種:ある地域に人為的(意図的又は非意図的)に導入されることにより、
- 24 本来の自然分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種(移
- 25 入種対策に関する措置のあり方について (答申)(平成 15年 12月
- 26 中央環境審議会、生物多様性国家戦略 2010 (平成 22 年 3 月閣議決
- 27 定)を一部改変)

28 外来生物:海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生

29 育地の外に存する生物(外来生物法第2条第1項)

- 31 (参考3)外来種被害防止行動計画(仮称)について
- 32 愛知目標を踏まえ、2020年までの特定外来生物も含めた外来種全般に関する
- 33 中期的な総合戦略として、国・地方公共団体・民間団体等の役割、防除におけ
- 34 る優先度の考え方、非意図的に導入された外来種や国内由来の外来種の対策の
- 35 考え方などを整理し、外来種対策の実施方針を明らかにすることを想定。平成
- 36 25年度を目途に策定予定。

- 1 (参考4)外来種ブラックリスト(仮称)について
- 2 愛知目標を踏まえ、特定外来生物の指定種に加え、我が国の生態系等に係る
- 3 被害を及ぼす、又は及ぼすおそれのあるものであるが、
- 4 ・一定の科学的知見はあるものの、特定外来生物の指定について、科学的知見
- 5 の集積に努めることが必要なもの
- 6 ・既に全国にまん延しており、今後保全上重要な生態系に侵入した場合の被害
- 7 が懸念されるもの
- 8 ・法指定によって大量に飼育されている個体が大量に遺棄されるなどの弊害が
- 9 想定されるもの
- 10 ・代替性がなく既に大量に利用されているが利用に当たっては注意を要するも
- 12 ・在来種であるが我が国における自然分布域外での導入により、生態系に係る
- 13 被害が懸念されるもの
- 14 等の外来種をリスト化し、最新の定着状況や地域的な影響の差違も含めた生態
- 15 系等に係る被害、我が国における具体的な対策の方向性、利用上の留意点等に
- 16 ついてわかりやすく示すことを想定。平成25年度を目途に作成予定。